

令和 5年 4月 22日

株式会社マツオメディカル
埼玉県さいたま市南区曲本 2-11-25

お客様各位

修理サービスのご案内

弊社におきましては、埼玉県知事許可（許可番号 11BS006036）を取得し、医療機器の修理・保守点検を行っております。

記

1 業務範囲

別紙 1 のとおり

2 管理体制について

医療機器修理技術責任者 松尾 五作、松尾公裕 修理スタッフ2名

3 ご相談窓口

修理サービスに関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

048-862-0401

【受付時間】 9:00~17:30 月~金曜日（祝日・年末・年始除く）

以上

業務の範囲について

(1) 許可を受けた区分(◎)

特定保守管理医療機器(G1～G9)		特定管理医療機器以外(非 G1～非 G9)	
◎ 特管第一区分：画像診断システム関連	◎	非特管第一区分：画像診断システム関連	
◎ 特管第二区分：生体現象計測・監視システム関連	◎	非特管第二区分：生体現象計測・監視システム関連	
◎ 特管第三区分：治療用・施設用機器関連	◎	非特管第三区分：治療用・施設用機器関連	
◎ 特管第四区分：人工臓器関連	◎	非特管第四区分：人工臓器関連	
◎ 特管第五区分：光学機器関連	◎	非特管第五区分：光学機器関連	
◎ 特管第六区分：理学療法用機器関連	◎	非特管第六区分：理学療法用機器関連	
◎ 特管第七区分：歯科用機器関連	◎	非特管第七区分：歯科用機器関連	
◎ 特管第八区分：検体検査用機器関連	◎	非特管第八区分：検体検査用機器関連	
◎ 特管第九区分：鋼製器具・家庭用医療機器関連	◎	非特管第九区分：鋼製器具・家庭用医療機器関連	

※当社は上記区分の医療機器について修理・保守点検を行います。